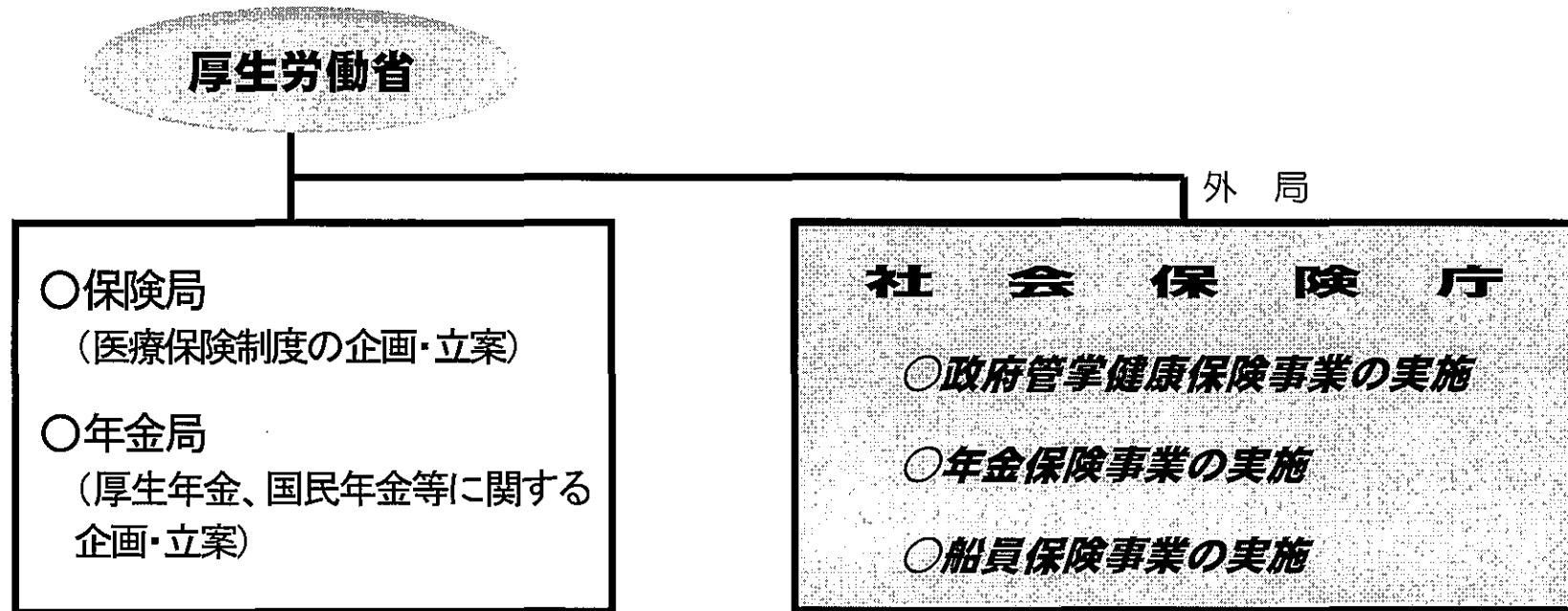


(資料 1 - I)

社会保険事業の現状

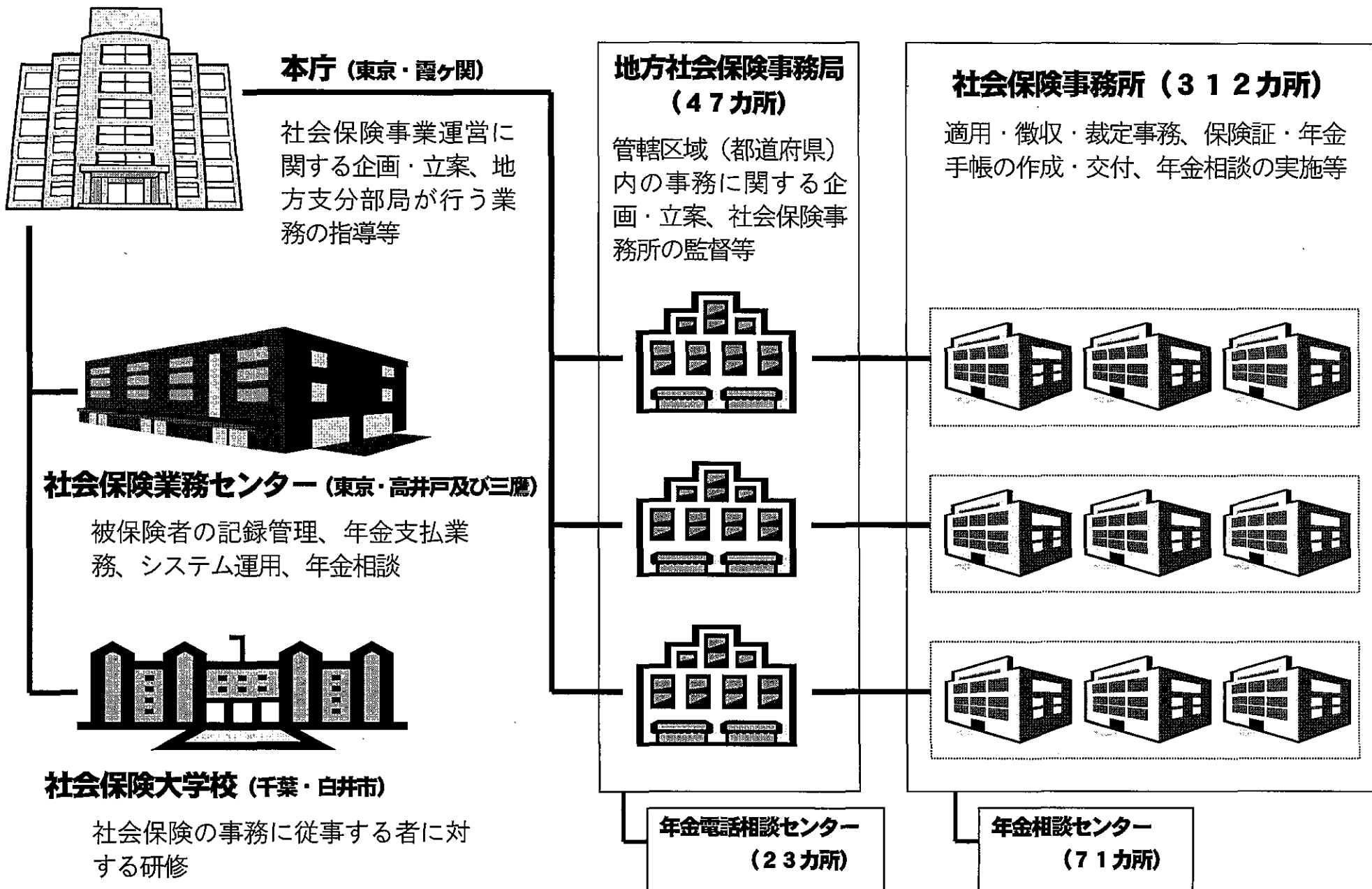
# 1. 社会保険庁の任務

- 社会保険庁は厚生労働省の外局として設置。
- その任務は、政府が管掌する健康保険事業、船員保険事業、厚生年金保険事業及び国民年金事業の適正な運営。



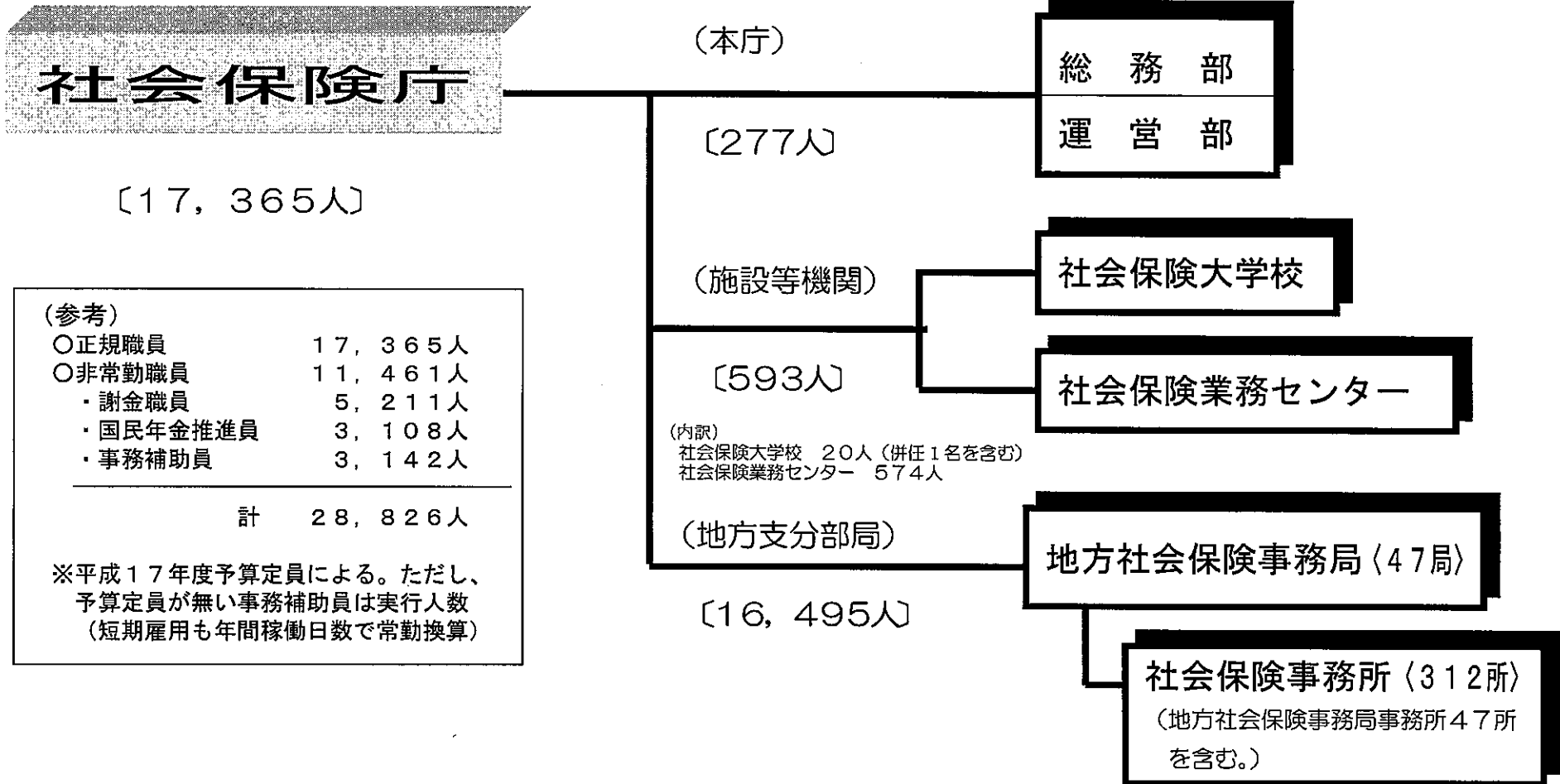
※ 社会保険庁は、国家行政組織法上、その所掌事務が主として政策の実施に係るものである「実施庁」として位置づけられている。「庁」の長官は、庁の事務を統括し、職員の服務についてこれを統督するとともに、大臣に省令を発することを求める権限、告示・訓令・通達を発する権限が与えられている。

## 2. 社会保険庁の組織 (平成17年度6月末現在)



### 3. 社会保険庁の職員数

(平成17年度末定員)



(参考)

○正規職員	17,365人
○非常勤職員	11,461人
・謝金職員	5,211人
・国民年金推進員	3,108人
・事務補助員	3,142人
計	28,826人

※平成17年度予算定員による。ただし、予算定員が無い事務補助員は実行人数(短期雇用も年間稼働日数で常勤換算)

## 4. 社会保険庁が実施する事業の概要

### ○政府管掌健康保険事業

法人事業所等に使用される者を被保険者とし、その業務外の疾病、負傷、死亡及び出産に対して療養の給付を行う健康保険事業のうち、政府が運営主体（保険者）となっているもの（政管健保以外の保険者としては、健康保険組合、共済組合、市町村国民健康保険などがある。）。主に中小企業の従業員とその家族が加入する。

### ○年金保険事業

#### ・厚生年金保険制度

事業所に使用される労働者の老齢、障害又は死亡について保険給付を行い、労働者とその遺族の生活の安定を図ることを目的とする長期保険制度であって、政府が管掌しているもの。

#### ・国民年金制度

日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満の者を被保険者とし、老齢、障害又は死亡について給付を行い、国民生活の維持及び向上を図ることを目的とする年金制度であって、政府が管掌しているもの。

### ○船員保険事業

船員法の適用がある船員を対象とし、陸上労働者に対する健康保険、雇用保険及び労働者災害補償保険に相当するものを包含した総合保険（職務外の年金部門は、昭和61年に厚生年金保険に統合）であって、政府が管掌しているもの。

## 5. 社会保険庁の事業の規模

(平成15年度末)

	加入者数	事業所数	保険料収納額	給付額
政管健保・船員保険	3,600万人	149万か所	6兆円	3.9兆円
厚生年金	3,200万人	162万か所	19兆円	21兆円
国民年金	3,300万人	—	2兆円	13兆円

(注1) 政管健保・船員保険の加入者数は、被扶養者を含む。

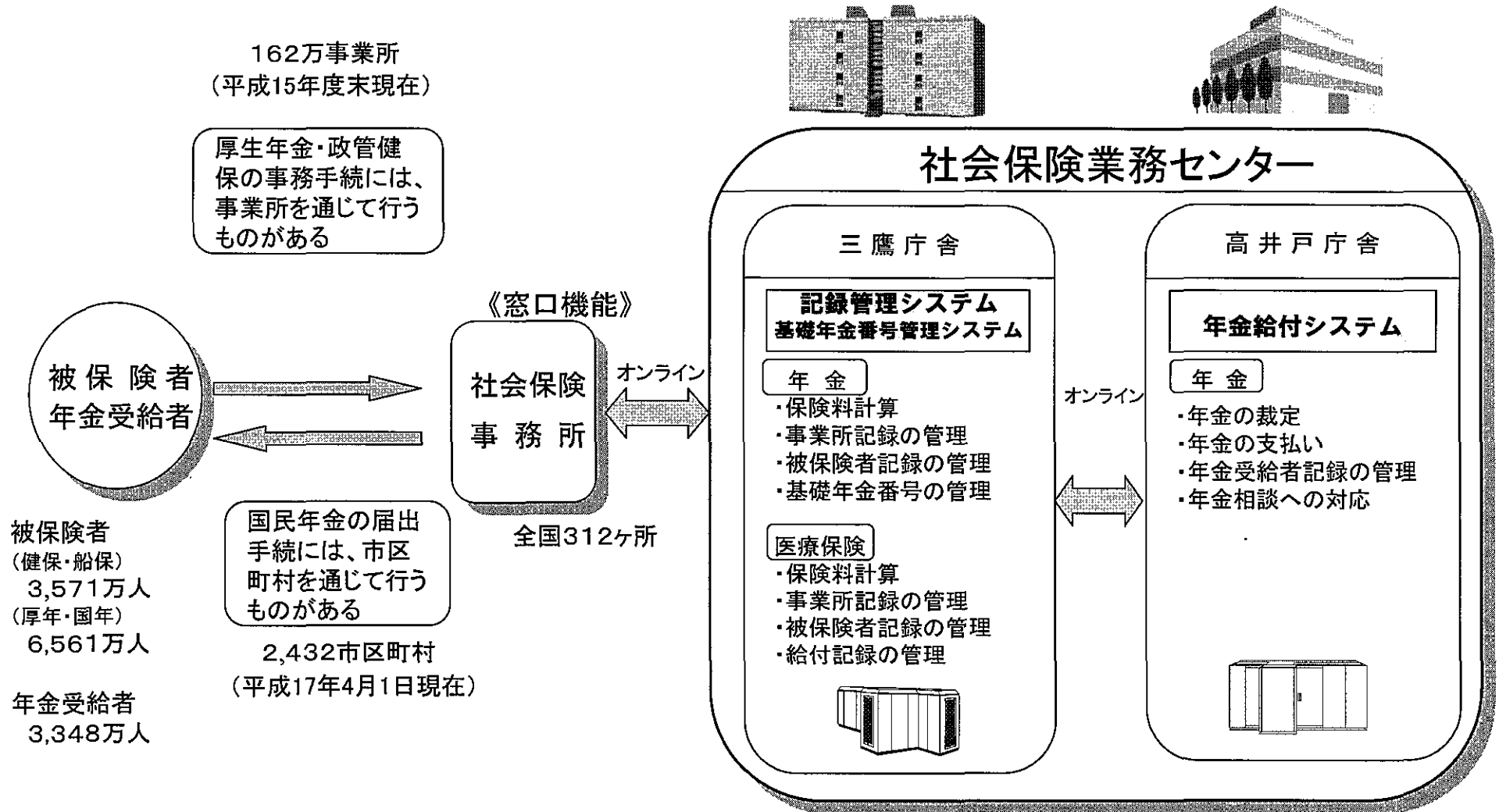
(注2) 国民年金の加入者数は、国民年金第1号被保険者及び第3号被保険者の合計。

(注3) 政管健保・船員保険の保険料収納額は、給付のほか、老人保健拠出金、退職者給付拠出金等に充当されている。

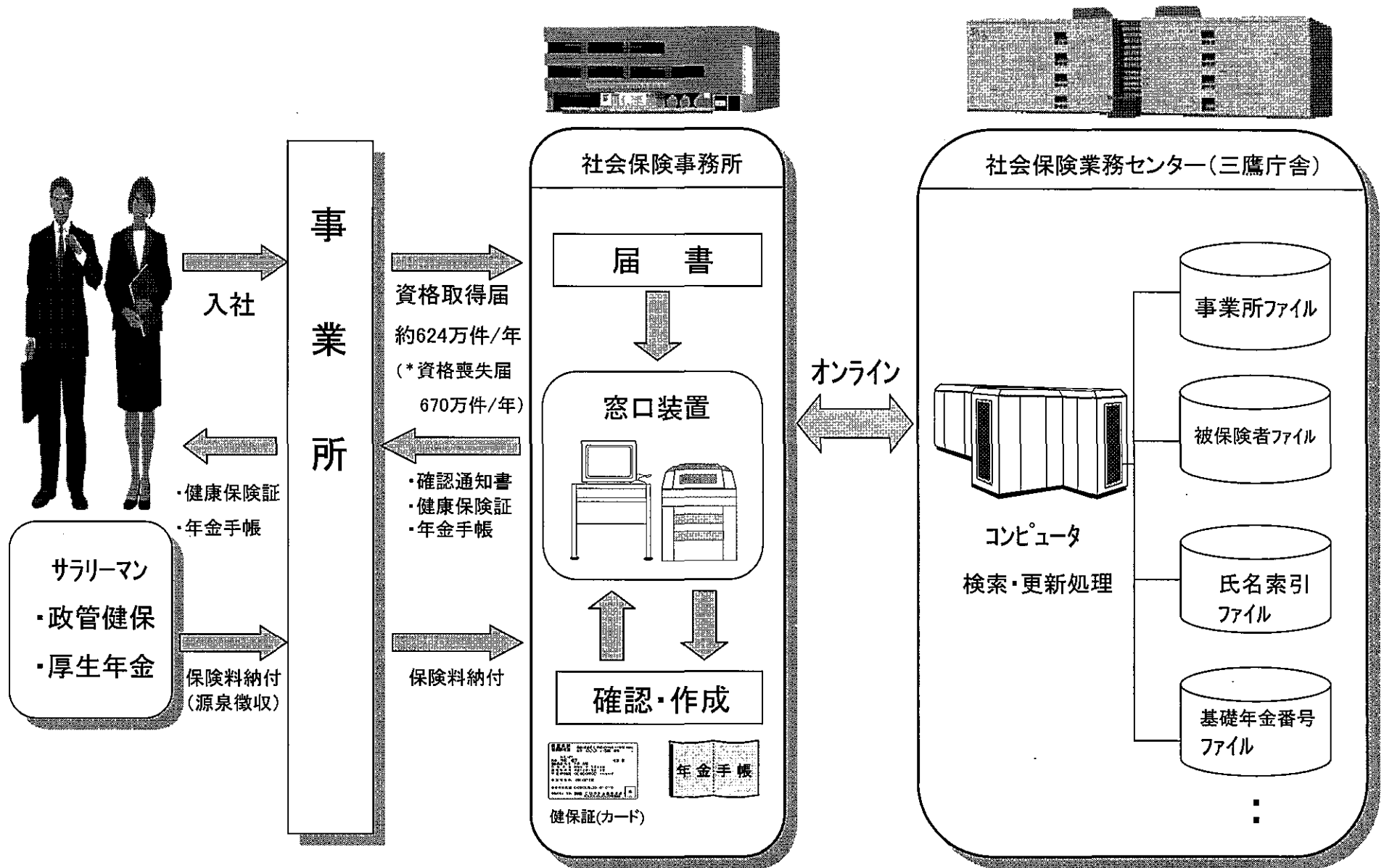
(注4) 国民年金(基礎年金)の給付額は、保険料のほか、国庫負担金及び他制度からの拠出金により賄われている。

# 6. 社会保険における業務の流れ

社会保険業務センターと社会保険事務所は、オンラインシステムで結ばれ、それぞれの機能の特性(大量集中処理・一件対応窓口処理)を活かして、正確・迅速な事務処理を実施。

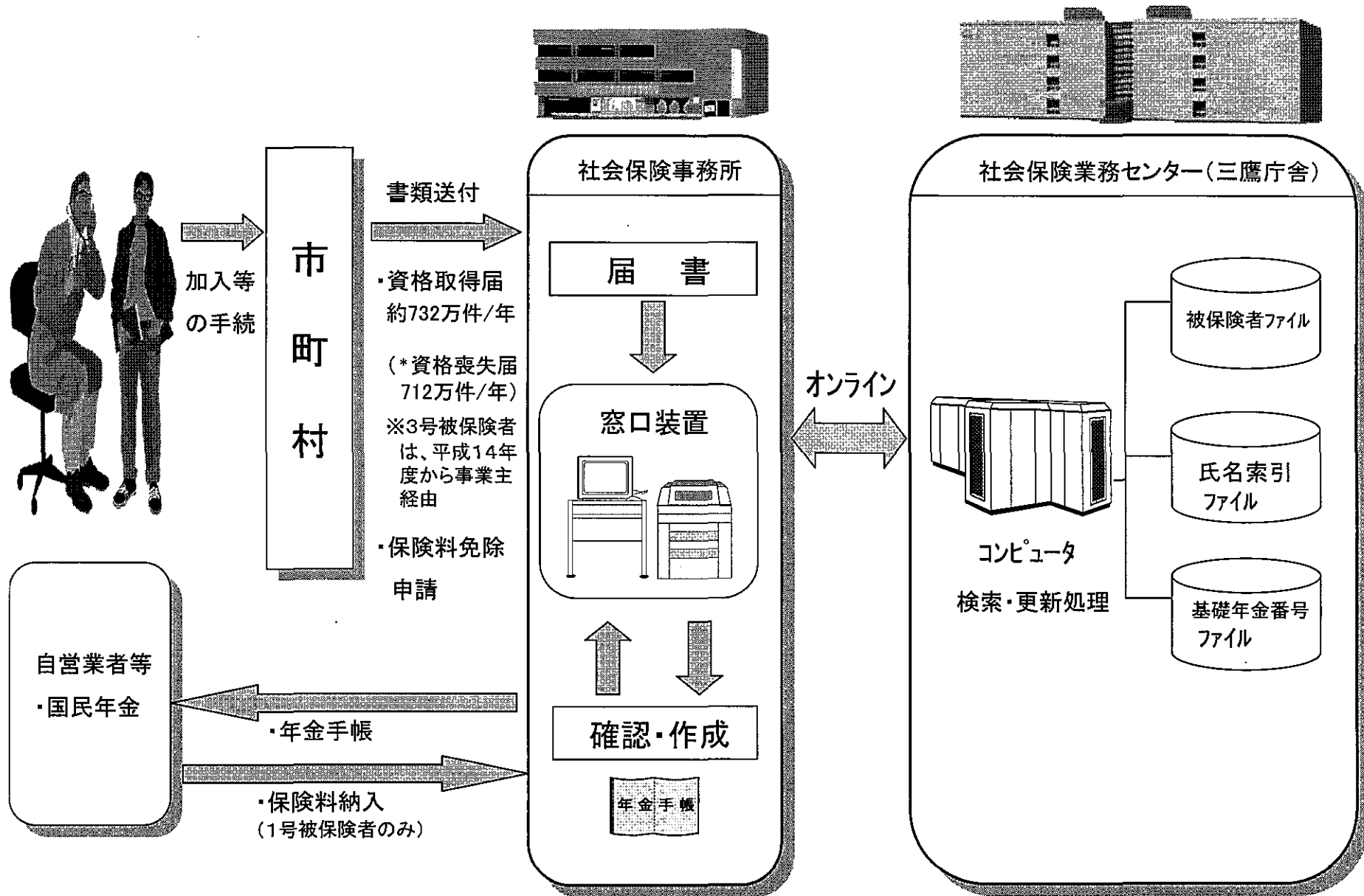


# (1-1) 適用・徴収業務(政管健保・厚生年金)

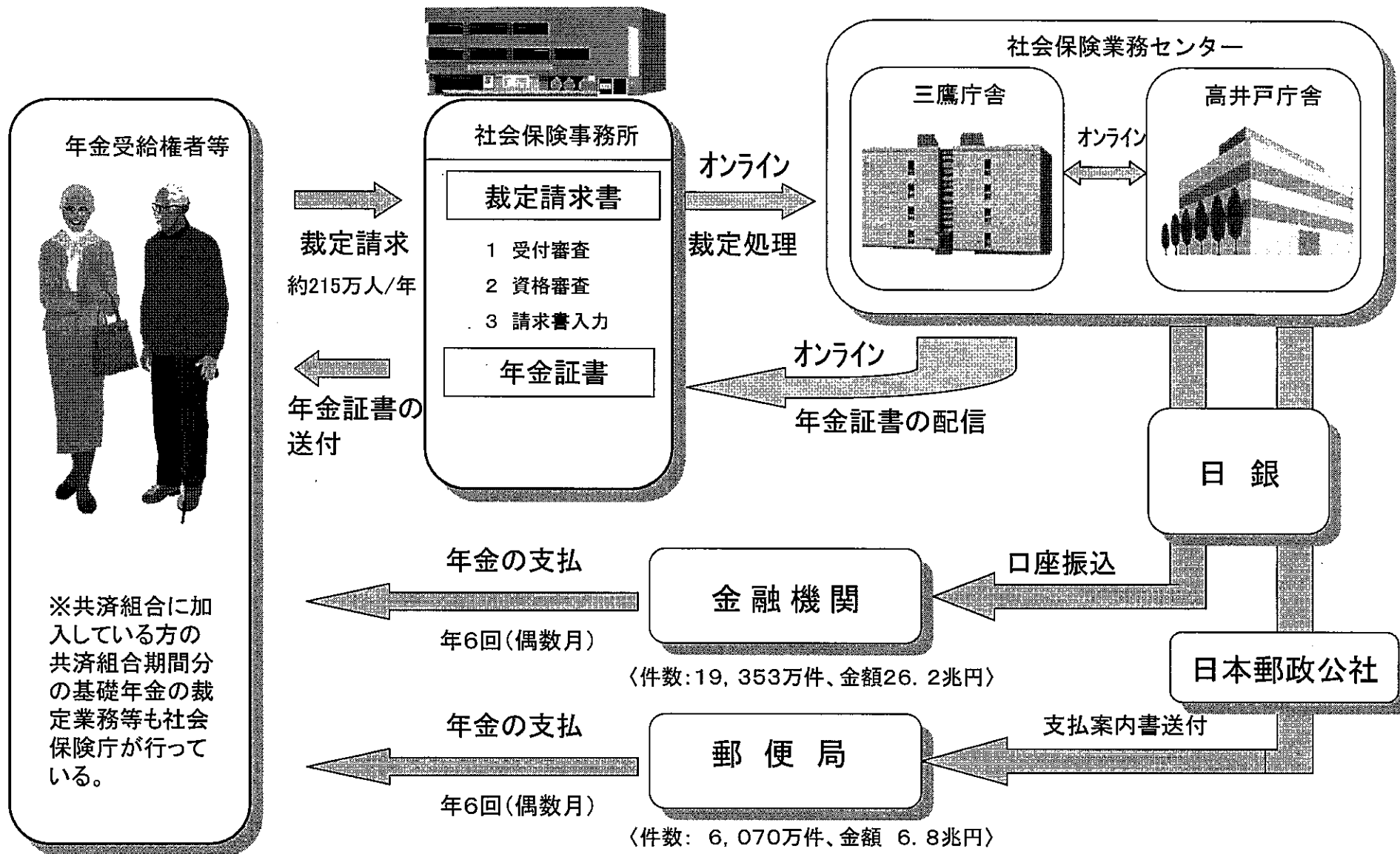




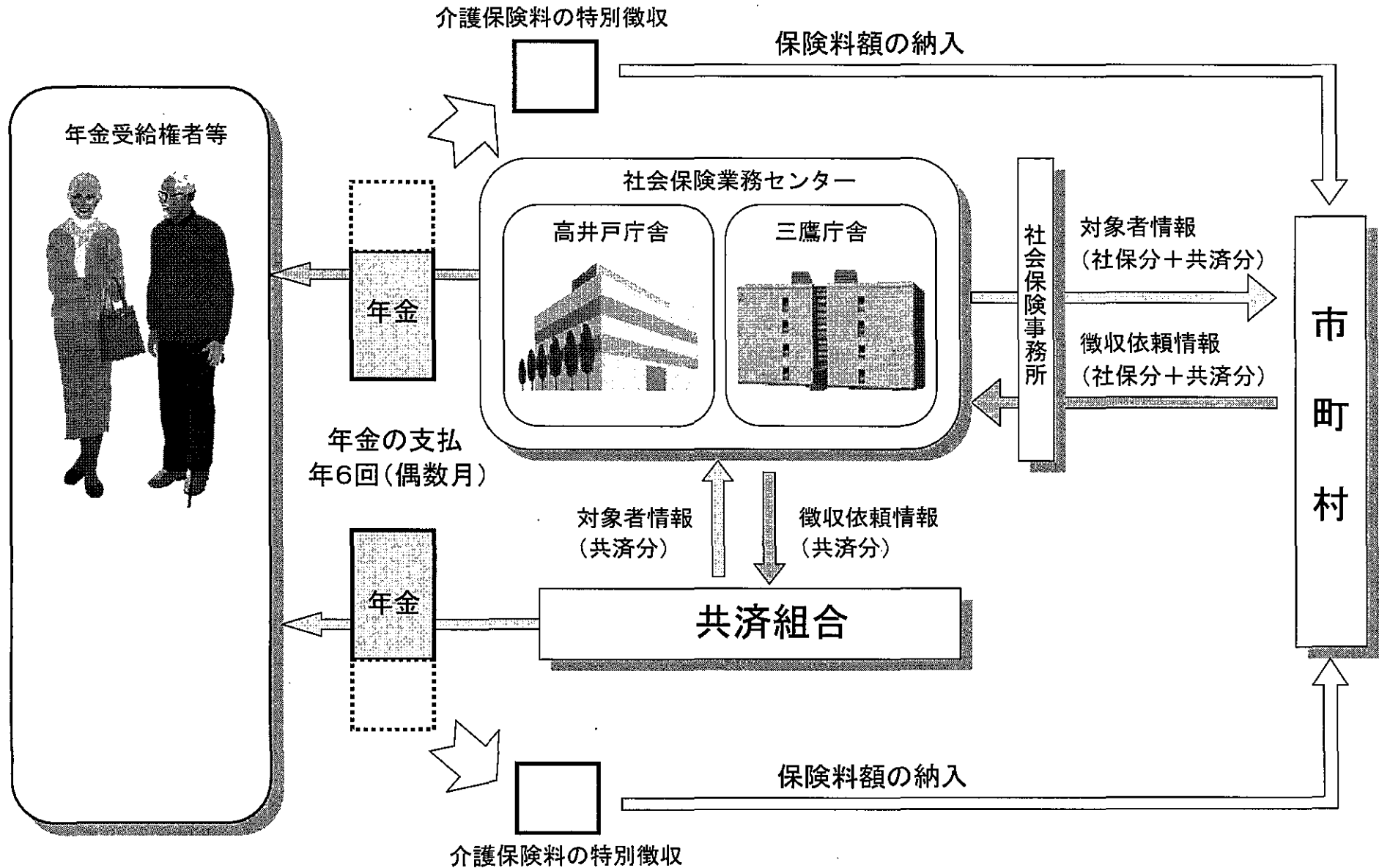
## (1-2) 適用・徴収業務(国民年金)



## (2) 年金の裁定及び支払業務



### (3) 介護保険料の特別徴収



# (4)年金相談体制について

